

令和6年4月～

高根沢町不妊治療費助成制度のご案内



対象者

次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 医師による不妊治療を受けていること
- (2) 法律上の婚姻関係にある、又は事実婚関係にあること
- (3) 申請日現在で、夫婦の一方または双方の住民登録が高根沢町にあること
- (4) 申請日現在で、申請者(夫婦)に町税の未納がないこと
- (5) 健康保険に加入していること

対象となる治療

健康保険適用外の、すべての不妊治療(診療費・検査費など)です。

助成の内容

不妊治療費の2分の1です。(健康保険組合からの助成金を除く)

助成限度額

1年度につき30万円です。

助成期間

妻の不妊治療開始時の年齢が36歳未満の場合→通算で10か年度分

36歳以上の場合→通算で5か年度分

(いずれも連続する必要はありません。通算で5年または10年分の助成が受けられます)

申請の方法

・一度治療が終了した段階で、必要書類をそろえて申請してください。ただし、同じ年度内に終了した治療は、年度ごとにまとめて申請することも可能です。(参考:申請のタイミング)

※治療の終了日とは、妊娠の有無を確認した日またはやむを得ず治療を中断した日です。

・申請は、上限額に達するまでは複数回申請することができます。

・1回の治療が年度を超えて継続している場合は、その治療が終了してからの申請になります。その場合、治療終了日の属する年度分の治療として申請いただけます。

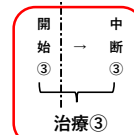
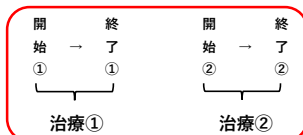
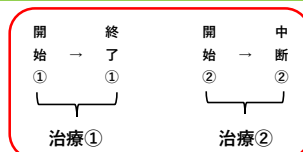
1…治療①②ともに同一年度内であり、同年度中の治療（令和5年度治療分）なのでまとめて申請可能。

2…治療①②は同一年度内であり、同年度中の治療（令和5年度治療分）なのでまとめて申請可能ですが、治療③は治療の終了が次年度であり次年度分の治療（令和6年度治療分）となるので分けて申請する。

申請のタイミング例

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和6年度(令和6年4月1日～)



申請期限

治療が終了または中断した年度の翌年度末までに申請してください。

(年度をまたぐ治療の申請期限は、治療が終了した日の属する年度の翌年度末です)

必要書類

別紙の「必要書類一覧」をご参照ください。

申請書類については町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ・申請先

高根沢町こどもみらい課

TEL 028-675-6466 FAX 028-675-6820

e-mail kodomo@town.takanezawa.tochigi.jp

〒329-1225 栃木県塩谷郡高根沢町石末1825

町民広場 改善センター内